

宮城県公報

行 発
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

ページ

○職業能力開発学校条例の一部を改正する条例

(産業人材対策課)

一

○農業大学校条例の一部を改正する条例

(農業振興課)

一

条 例

職業能力開発学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十四号

職業能力開発学校条例の一部を改正する条例

職業能力開発学校条例(昭和四十九年宮城県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項並びに見出し及び二項を加える。

(平成二十三年度分の授業料の徴収期限の特例)

4 平成二十三年度分の授業料に係る第八条第一項の表の規定の適用については、同表中「五月十五日」とあるのは、「六月三十日」とする。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る入学者選抜手数料等の特例)

5 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る平成二十三年度分の入学者選抜手数料及び入学金(次項において「入学者選抜手数料等」という。)は、知事の定めるところにより、徴収期限を変更して徴収することができる。

6 入学者選抜手数料等は、知事の定めるところにより、免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十五号

農業大学校条例の一部を改正する条例

農業大学校条例(昭和五十八年宮城県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び二項を加える。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る寄宿舎料等の特例)

4 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る平成二十三年度分の寄宿舎料、入学者選抜手数料及び入学金(次項において「寄宿舎料等」という。)は、知事の定めるところにより、徴収期限を変更して徴収することができる。

5 寄宿舎料等は、知事の定めるところにより、免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。